

令和2年1月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年1月24日 金曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理人	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
〃	3番	深田 広文	〃	5番	羽生 友保
〃	6番	杉 為昭	〃	7番	鮫島 繁樹
〃	9番	牛越 紀幸	〃	10番	坂本 江里子
〃	11番	岩本 延男	〃	12番	河本 アツミ
〃	13番	石寺 政和	〃	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

(1)開 会

(2)開会挨拶

(3)議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 合意解約等について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4 議案第2号 非農地証明について

日程第5 議案第3号 あっせんについて

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)その他

(5)閉会

(6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	これより令和2年1月西之表市農業委員会定例総会を開催いたします。 開催に当たりまして、会長にごあいさついただき、その後、議事進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	これより本日の会議を開催いたします。 本日の日程は配付しております議事日程のとおりでございます。
日程第1 議事録署名委員の指名	議長	まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規定第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。 12番、河本委員、13番、石寺委員を指名いたします。
日程第2 報告第1号	議長	日程第2、報告第1号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。
	事務局	日程第2、報告第1号「合意解約等について」を説明いたします。資料1ページです。 今月の合意解約は1番から2番の2件で、台帳現況地目畑の2筆、8,555平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。
日程第3 議案第1号	議長	ありがとうございました。 それではただいまより議案審議に入ります。 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局議案説明をお願いします。
	事務局	日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。 資料は2ページから3ページです。 今月は賃借権設定3件、使用貸借権設定1件、所有権移転4件、合計8件の申請がありました。 1番です。上西横山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,826平米を売買により所有権移転するものです。 2番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の2筆で合計面積2,059平米を売買により所有権移転するものです。 3番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積255平米を売買により所有権移転するものです。 4番です。国上野木平地区です。台帳現況地目畑の3筆で合計面積2,952平米を賃借により10年間借り受けるものです。 5番です。国上白石地区です。台帳現況地目畑の1筆で合計面積3,822平米を使用貸借により2年間借り受けるものです。 6番です。住吉能野里地区です。台帳現況地目畑の2筆で合計面積1,904平米を売買により所有権移転するものです。 7番です。国上奥地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積680平米を賃借により3年間借り受けるものです。 8番です。国上奥地区です。台帳現況地目畑の2筆で合計面積5,900平米を賃借により3年間借り受けるものです。 本件7番及び8番については、許可後の経営面積が6,840平米となり、下限面積の20アールを超えます。 以上、1番から8番については、農地法第3条第2項各号に

は該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

委員の皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。それでは、続いて担当委員の報告をお願いします。

4番委員

4番です。まず、整理番号1番です。

現地は、わらび苑からちょっと上がったところにある圃場ですけれども、1月23日、11時に推進委員、また譲受人立ち会いのもとで、現地を確認いたしました。

ご覧のように、この対価が非常に高いところですが、これはもう20年ぐらい前に買ってござりまして、ちょうど1番畑が高い時期でこの値段になったようです。また、この名義は相手方が変えるということで、全然気づかずにござりました。最近なんかの調査で、面積がちょっとおかしいなということで調べてみたところ、5筆中の2筆は変わっていたんですが、残りの中の1筆はまだ名義が変更されていなかったということで、今回の申請になったとござります。

また、この譲受人のほうは、機械もそろってござりまして、キビ、甘藷の生産農家です。

また、譲渡人は、ちょっと足のほうが不自由になってござりまして、現地の立会いは、不可能でしたので、前もって私が訪問をしまして話はしてござりました。改めて、この日に電話で確認をしております。

申請内容に間違いはありませんでした。

整理番号2番です。

これは1月20日、午前8時、推進委員、譲受人立ち会いのもとで現地を確認いたしました。

この方は何カ所かこの近辺に購入してござりまして、私も早目に行って今までの進捗状況の確認をしたんですが、バナナを作付けするということで、四隅に植えたまんまで余り進んでなかったんで、私がどうなってるのかということで質問をしたところ、200本ぐらい苗は準備してるとござりました。近々植えるとのことでした。

また、作付けしてるところの低いバナナの木が一部ありまして、その低いところは、シカが食べてしまつて木の低いやつはダメということで、今回の場合は高い木を最初から植えていくとござりました。

また、譲渡人の方々が、鹿児島在住のために、電話で確認をいたしまして、申請どおり間違いありませんでした。審議方よろしくお願ひいたします。

整理番号3番です。

これは、1月23日10時に推進委員、譲受人立ち会いということでしたが、譲受人がちょっと仕事のため休めないということで、この人のお父さんに立ち会ってもらって現地を確認しました。

ご覧のように255平米ということで非常に小さい面積で、何をつくろうかなあということでしたが、すぐもう道の隣ですので、景観用の作物として、花を植えてみようかなあということでした。またこの譲受人のほうは大体甘藷が主な作物で農業を営んでござります。

以上、1番、2番、3番、申請どおり間違いありませんでし

	<p>た。報告いたします。</p>
8 番委員	<p>8 番です。整理番号 4 番について説明します。</p> <p>貸し人と借り人は、野木平の同級生でして、借り人の畑が荒れておりまして、以前にも 1 筆借りていたんですが、今回、再生事業を利用しまして、3 筆をきれいにしたところの農地であります。</p> <p>借り人は、神奈川県にいてコンピューターの会社をやっているんですが、母の介護ということで家族を残して 1 人実家に帰ってきまして、母の面倒を見ながら、ロベ、サカキ、シキミですかね、こういう系統を今作付けしているところで、この土地も、きれいになってから今から苗を手配して、ヒサカキを植えたいなということをお話していました。</p> <p>貸し人にも電話で相談し、確認したところ、間違いはないということでした。</p> <p>以上よろしくお祈いします。</p> <p>続きまして、整理番号 5 番です。</p> <p>現地は白石のグラウンドの前にあります。もう長らく荒れていてススキとグミの木が結構ほこっていたところを再生事業を利用しまして、借り人が、再生した農地になります。</p> <p>借り人は、担い手農家で安納イモを作っている方です。</p> <p>現地は、きれいになって一回耕耘をしているみたいでしたが、まだカヤの根が残っているらしいので、今からプラウをかけたなということでした。</p> <p>申請どおり間違いありません。よろしくお祈いします。</p>
3 番委員	<p>3 番です。整理番号 6 番について説明します。</p> <p>1 月 20 日に譲受人立ち会いで現地調査を行いました。現地は、能野の土地改良事業の地区内でございます。2 筆ともサトウキビが作付けをされておりました。</p> <p>譲受人は、サトウキビ専業農家で本年度は 3 町 2 反程度の作付けをされているそうでございます。農機具等も一式所有しており、何ら問題ないと思われます。</p> <p>譲渡人には、電話にて確認をとっております。</p> <p>ちなみにこの対価が 30 万円となっておりますが、この中には名義変更の登記料も含まれているというふうなことでございました。</p> <p>以上、調査の結果、申請のとおり許可相当と思われます。よろしく御審議方お祈いいたします。</p>
12 番委員	<p>1 2 番です。整理番号 7 番と 8 番について報告します。借り人が同じ人なので、まとめて説明します。</p> <p>2 3 日 13 時、借り人及び推進委員に立会いのもと、現地の確認と聞き取り調査を行いました。</p> <p>借り人は西之表に住んでいますが、トラクター、マルチャー等必要な機械も一式そろっており、何ら問題はないと思われます。</p> <p>7 番と 8 番の貸し人の方は親子でして、畑ももう 2 枚の畑になっています。</p> <p>1 枚の畑には既にもうジャガイモを植えていましたが、収穫が終わったら、両方ともでん粉イモを作付けするということでした。</p> <p>貸し人のほうには電話で確認をとり、申請書の通り間違いはないということです。</p> <p>双方確認の結果、許可相当だと考えます。以上です。よろしくお祈いします。</p>

	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局、また担当委員のほうから報告がありました。</p> <p>この案件につきまして皆さんのほうから何か質疑があったら、挙手をお願いいたします。</p>
	3番委員	<p>3番です。整理番号の4番ですが、賃料が年間2,000円の10年となっています。間違いはないですか。</p>
	8番委員	<p>8番です。間違いありません。もう既に10年分2万円を支払っているということです。</p>
	議長	<p>ほかにございませんか。</p>
	14番委員	<p>14番です。今回のこの3条申請の全体を通してなんですけど、この移動の理由が今までは相手方の要望であったり、経営拡大ということだったんですけど、この移動の理由に「土地持ち非農家」というのがあるんですけど、「土地持ち非農家」というのが移動の理由になるんでしょうか。</p>
	議長	<p>事務局説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>土地持ち非農家っていうのは出し手の方の状況をちょっと書いてある部分です。</p> <p>今後は、譲受人の理由の経営拡大であったり、新規就農であったりといったような理由を記入していこうと思います。御指摘のとおりです。申し訳ございません。</p>
	議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに。</p>
	8番委員	<p>8番です。整理番号の1番ですけど、5筆のうち2筆が登記が変わって1筆変わってなかったっていうことですが、後の2筆はどうなっているのですか。</p>
	4番委員	<p>4番です。これはですね5筆のうち2筆っていうのは、今ここに載っている譲受人のお父さんに名義が変わっておりまして、これはそのまま残っているんですけども、あとの2筆は、理由がありまして個人情報になりますけれども、抵当権がありまして、名義変更ができないでそのまままだ残っているというような状態です。</p>
	議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに。</p> <p>(挙手無し)</p>
	議長	<p>それでは無いようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を採決いたします。</p> <p>許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致で賛成ですので、本件は許可することに決定をいたしました。</p>
日程第4 議案第2号	議長	<p>続きまして、日程第4、議案第2号「非農地証明について」を審議いたします。事務局説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第4、議案第2号「非農地証明について」を説明いたします。資料は4ページです。</p> <p>1番です。上西栞之峯地区です。台帳地目は畑ですが、平成26年頃から耕作せず、現在山林となっています。</p> <p>交付基準1(イ)に基づいた申請です。以上で説明を終わります。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p>

		この件につきましては、昨日、合同現地調査を行っております。調査委員長、説明をお願いいたします。
	12番委員	1 2 番です。2 3 日 1 1 番委員、1 2 番委員、次長、担当委員、担当推進委員、案内人 6 人で合同調査を行いました。 申請地は、以前、農地パトロールで見に行った耕作放棄地です。非農地証明されてなくて、今回に至りました。畑に行く道も狭く大型車も通れない状況です。1 0 年以上もそのまま、山林になっていました。 畑に戻すのは費用もかかり過ぎて、無理ではないかという意見が一致し、調査員全員で山林と判断しました。以上です。
	議長	ありがとうございました。
	4 番委員	4 番です。先ほど調査委員長のほうが言われたように、これは 3 年か 4 年前に、合同農地パトロールで、山林ということで皆さんで見えていただいたんですけども、これがまだ残ってあったということです。以上です。
	議長	この件に対しまして皆さんのほうから何か質問があったら挙手をお願いいたします。
		(質疑無し)
	議長	無いようですので、議案第 2 号を採決いたします。「非農地証明について」原案どおり承認することについて賛成の方の、挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	ありがとうございました。 全会一致で賛成ですので本案は、承認することに決定をいたしました。
日程第 5 議案第 3 号	議長 事務局	続きます、日程第 5、議案第 3 号「あっせんについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。 日程第 5、議案第 3 号「あっせんについて」を説明いたします。資料は 5 ページから 6 ページになります。 1 番「貸したい」の申し出です。場所は現和上之町地区です。地代は必要ないので、藪や小枝を刈り取ってほしいとのことです。 あっせん委員につきましては、2 番中村委員と 7 番鮫島委員をお願いいたします。 2 番「貸したい・売りたい」の申し出です。場所は現和庄司浦地区です。 賃借料については、内面積で 1 反当たり 1 万円を希望します。売却については売却の場合は 1 反当たり 3 0 万円をお願いしたいということです。 また現在サトウキビを収穫した後であって、まだ株をそのままにしているということで、借り手が希望した場合は、貸し手にてロータリーをかけるということです。 あっせん委員につきましては、2 番中村委員と 7 番鮫島委員をお願いいたします。 3 番「売りたい」の申し出です。場所は国上湊地区です。売却金額を 5 0 万円をお願いしたいとのことです。また、その他の山林原野等があり、その土地については、畑の買い主に無償譲渡したいとのことです。 あっせん委員につきましては、8 番日笠山委員と 1 2 番河本委員をお願いいたします。 4 番「貸したい」の申し出です。場所は下西壠泊地区です。耕耘済みで地代は無償で構わないとのことです。 あっせん委員につきましては、5 番羽生委員と 1 3 番石寺委

		員をお願いいたします。以上です。
	議長	ありがとうございました。ただいまのあっせんの件について皆さんのほうから何か質問があれば挙手をお願いいたします。
	3 番委員	3 番です。3 番にその他山林、原野とありますが、面積と場所はどの辺になりますか。
	事務局	面積はちょっと覚えてないですけども、委員の方全員に地図を配っておりますので、そちらのほうをご覧いただければと思います。
	議長	その他情報が必要な方は、事務局に後で寄ってください。ほかに何か。
		(挙手無し)
	議長	無いようですので、それではあっせん委員になられた方はよろしくをお願いいたします。
日程第6 議案第4号	議長	続きまして、日程第6、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明をお願いします。
	事務局	日程第6、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。 まず初めに、利用権の設定を説明いたします。7ページをお開きください。 1 段目です。期間が令和2年2月1日から令和12年1月31日までの10年間、地目畑、面積2,777平米、合計面積2,777平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。 内訳については8ページを詳細については、9ページから12ページをご覧ください。 続きまして、所有権移転を説明いたします。13ページをお開きください。 令和2年1月31日に所有権を移転するものです。地目畑、面積4,797平米、合計面積4,797平米そういう権を移転する者1人、受ける者の1人です。 内訳については14ページを詳細については15ページから16ページをご覧ください。 続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。17ページをお開きください。 1 段目です。期間が令和2年2月1日から令和7年1月31日までの5年間、地目畑、面積7,550平米、合計面積7,550平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。 2 段目です。期間が令和2年2月1日から令和8年1月31日までの6年間、地目畑、面積2,052平米、合計面積2,052平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。 3 段目です。期間が令和2年2月1日から令和12年1月31日までの10年間、地目畑、面積21,202平米、合計面積21,202平米、利用権の設定をする者3人、受ける者3人です。 内訳については18ページを詳細については19ページから26ページをご覧ください。 以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	<p>ありがとうございました。 それでは担当委員の報告をお願いします。</p>
3 番委員	<p>3 番です。整理番号 1 と 2 について同一人でございますので、貸し人と借り人も同一人でございますので、一括して報告をいたしたいと思えます。 ちなみに 2 番の圃場につきましては、能野の土地改良事業の実施区域内でございます。 1 月 2 0 日借り人の構成員立ち会いで現地調査を実施いたしました。 借り人は、法人の認定農家でサトウキビを中心に経営拡大を行っている生産者でございます。農機具類、作業員等、積極的に活用し、農地再生事業も活用しながら、農業生産の拡大を図っており、何ら問題ないと思えます。 この 2 つの圃場につきましても、現況は荒れておりますので、再生事業を取り組みながら農地に転換していくという計画でございます。 貸し人につきましては、入院中でございますので息子さんのほうに電話で連絡をとっております。 以上調査の結果、申請の通り許可相当と思えます。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
4 番委員	<p>4 番です。所有権の移転の整理番号 1 について説明をいたします。 1 月 2 3 日午前 9 時 3 0 分に推進委員、また譲受人立ち会いのもとの現地を確認しました。 現地は、譲受人の家のすぐ後ろに位置するところでございます。 現状は、ちょうど草を刈り取ってきれいに払っているところでありました。 また、畑の利用目的としましては、この方は、青果用イモまたでん粉用甘藷をかなり大々的にやっている認定農家の方でございます。苗畑のほうももう何年も連作で苗の状況が余り良くないということで、この畑を求めたということです。ここは 2 筆 2 枚の畑なんですけれども、これを現在のところと合わせて 3 カ所になりますので、これを順番を変えて苗畑にするということでした。 かなりの大規模経営をしている方で農機具、機械それと労働力も時期的にかなりの雇用をして頑張っている農家であります。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、審議に入りたいと思えます。ただいま事務局、また担当委員のほうから説明報告ありましたけれども、皆さんのほうから何か質疑、御意見等ありましたら挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(質疑無し)</p>
議長	<p>無いようですので、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」採決をいたします。 原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。</p>
4. その他	<p>会長 次は、その他であります。事務局のほうから何か。</p>

	事務局 会長	(2月のスケジュールについて、資料により説明) 事務局から以上でございます。 皆様から何かございますか。
5. 閉 会	事務局長	ないようですので、1月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

9時50分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和 年 月 日

西之表市農業委員会 会 長 _____ (印)

西之表市農業委員会 12番委員 _____ (印)

西之表市農業委員会 13番委員 _____ (印)